一町駕籠の事、古來は無之事に付て、其數を減せられ候、此上彌以其數を減じ、三百挺は免許有之、女童の類、又は老人病人の外には乘すべからざる由、可被申付候事、○中略

以上

三月

正德三巳年三月

一町駕籠之儀、只今迄、町方三百挺差免候得共、向後百五拾挺減候之間、致吟味、持主書付可差出候、只今迄之燒印之外に、添燒印可申付候、尤御定之外之者、爲乘申間敷事、

附駕籠數すくなく成候とて、駕籠借し代、并昇賃上ゲ申候はゞ、當人者不及申、家主迄越度可申付候、并日用賃銀高直仕間敷候、○中略

以上

三月

享保十一午年十二月

一辻駕籠之儀、只今迄都合三百挺に相極、燒印致、右員數之外者、停止に候處、自今者、辻駕籠不及燒印、員數無構候間、勝手次第に可致渡世候、○中略

右之趣、町中可觸知者也、

十二月

〔明良帶錄〕御駕籠頭六十俵高目支　御臺所前廊下下之方

駕籠者

御駕籠組頭、御駕籠之者より操上有り、御小人目付の昇路也、五役の頭の內、第一の業役也、御廣敷向仕丁、同世話役、吹上向よりも至る、小普請よりの御入人は、餘りなきなり、

〔憲教類典三之三十六乘物〕元文二丁巳年四月廿三日